

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の  
規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の説明書

外  
務  
省



目次

ページ

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の内容	一
1 定義	一
2 二国間航空協定の対応する規定に代えて適用される規定	一
3 構成国の航空企業についての言及	二
4 附属書の位置付け	二
5 改正、効力発生及び終了	二
6 正文	二
7 附属書	二
三 協定の実施のための国内措置	二



## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

政府は、欧州連合からの要望及び我が国と欧州連合との間の航空関係の現状を踏まえ、欧州連合との間で我が国と欧州連合構成国との間の二国間航空協定の特定の規定に関する協定を締結するための交渉を行い、令和四年（二千二十二年）四月に協定案文について実質的な合意に達した。これを踏まえ、令和五年（二千二十三年）二月二十日にブリュッセルにおいて、我が方欧州連合日本政府代表部正木大使と先方欧州連合スウェーデン政府代表部ダニエルソン大使及びコーネリス欧州委員会運輸総局航空局長との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

- (1) この協定は、我が国と欧州連合構成国との間の既存の二国間航空協定の特定の規定を我が国と欧州連合との間の航空関係の現状を踏まえた内容とすることで、航空関係の安定的な発展に向けた基盤を整備するものである。
- (2) この協定の締結により、我が国と欧州連合との間のより円滑な定期航空業務の実施が確保され、航空分野における協力が一層強化されることが期待される。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文八箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

### 1 定義（第一条）

この協定における「締約者」、「構成国」及び「当事国」の定義について規定している。

### 2 二国間航空協定の対応する規定に代えて適用される規定（第二条）

航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の当事国である構成国が指定した航空企業の特権等の取消し等に関する権利の条件として、当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと等を規定し（第二条２）、その規定は航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の対応する規定に代えて適用することを規定している。

- 3 構成国の航空企業についての言及（第三条）  
航空業務に関する日本国と構成国との間の協定のそれぞれにおいて、当該協定の当事国である構成国の航空企業について言及するときは、当該構成国が指定した航空企業について言及するものと了解すること等を規定している。
  - 4 附属書の位置付け（第四条）  
附属書は、この協定の不可分の一部を成すことを規定している。
  - 5 改正、効力発生及び終了（第五条から第七条まで）  
この協定の改正、効力発生及び終了について規定している。
  - 6 正文（第八条）  
この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成したこと並びに解釈に相違がある場合にはこの協定が交渉された言語の本文によることを規定している。
  - 7 附属書（附属書 I から IV まで）
    - (1) この協定に関連する航空業務に関する日本国と構成国との間の協定を掲げている（附属書 I）。
    - (2) 第二条 2 の規定が代わりに適用される航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の対応する規定等を掲げている（附属書 II）。
    - (3) 第二条 2 に規定する国としてアイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国及びスイス連邦を掲げている（附属書 III）。
    - (4) 第三条に関連する航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の規定を掲げている（附属書 IV）。
- 三 協定の実施のための国内措置
- この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。